

## ■届出項目

### 『医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術』の件数

(実績期間 令和6年1月～令和6年12月)

#### 1. 区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	6
イ	黄斑下手術等	43
ウ	鼓膜形成手術等	3
エ	肺悪性腫瘍手術等	27
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	10

#### 2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	9
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	11
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

#### 3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘出(亜摘出)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

#### 4. 区分4に分類される手術の件数

腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	227
--------------	-----

#### 5. その他の区分

ア	人工関節置換術	36
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	20
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	
	急性心筋梗塞に対するもの	3
	不安定狭心症に対するもの	3
	その他のもの	15
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	2
	不安定狭心症に対するもの	18
	その他のもの	53